

自己資本規制比率に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト

証券会社における自己資本に関する規制は、証券会社の業務が市場環境の変化に影響され易いことを踏まえ、市況の急激な変化に伴い、収入の減少や保有資産の価値の下落等に直面した場合においても、証券会社の財務の健全性が保たれ、投資者保護に万全を期すことができることをその目的としている。

そのためには、証券会社の各種の業務に伴う各リスクを総体的に把握・管理し、各種のリスクが顕在化した場合においても、それに伴い発生する損失等に十分耐え得るだけの流動的な資産、つまりは固定化されていない自己資本を保持し、証券会社が通常の営業の範囲内において既存の業務からの撤退や業務に必要な固定資産の売却等を行うことなしに対応し得るように規制の枠組みが作られている。

このため、本チェックリストは、証券取引法第52条及び証券会社の自己資本規制に関する内閣府令に基づき、法令等及び事務ガイドラインに則った正確な自己資本規制比率の算出が行われていることを確認することはもとより、自己資本規制比率が証券会社の健全性の指標であることに鑑み、自己資本規制比率に対する取締役等の認識等を確認するために作成した。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、検査により、法令等遵守態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び法令等遵守態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務づけるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会

等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、または、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にとっては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項 目	自己資本規制比率のチェック項目	自己資本規制比率のチェック項目に係る説明	備 考
1. 自己資本規制比率に対する認識等	(1) 取締役会の自己資本規制比率に関する理解及び認識	<p>(1) 取締役会は、自己資本規制比率が証券会社の健全性を計る最も重要な指標であることを認識し、自己資本規制比率にかかる下記の規制を理解しているか。</p> <p>【自己資本規制比率にかかる規定】</p> <p>100%を下回った場合の監督命令（証取法第56条の2第2、3項）</p> <p>120%の維持義務（証取法第52条第2項）</p> <p>140%を下回った場合等の届出（証取法第52条第1項、府令第19条）</p> <p>公衆縦覧義務（証取法第52条第3項）</p> <p>取締役会は、自己資本規制比率の正確な算出が極めて重要であることを認識し、その適正な算出のための組織及び手続きを整備しているか。</p> <p>取締役会は、自己資本規制比率の市場リスク相当額の算出方法として標準的方式又は内部管理モデル方式のいずれを採っているか理解しているか。</p> <p>取締役会は、自己資本規制比率に大きな影響を及ぼしている顧客への立替金、証券事故等にかかる社内立替金等の解消について適切に対応しているか。</p> <p>リスク管理を担当する取締役は、日々計算される市場リスク相当額及び取引先リスク相当額より見込まれる自己資本規制比率が、監督当局への報告を要する水準に比していかなる水準にあるかについて、的確に把握しているか。</p>	<p>(注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。</p> <p>(注)「管理者」とは、「自己資本規制比率の算出を所掌している部門の管理職(取締役を含む。)又は内部管理責任者等」をいう。</p> <p>(注)「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストに掲げる内容に加え、社内内部規程を含むものとする。</p>
	(2) 自己資本規制比率の適正な算出	<p>(2) 管理者は正確な日計表兼総勘定元帳、主要勘定残高表及び法令等に基づき自己資本規制比率が算出されていることを検証しているか。</p> <p>経理担当部門において正確な日計表兼総勘定元帳及び主要勘定残高表を作成するため、経過勘定項目等のチェックが行われているか。</p> <p>管理者は毎月、自己資本規制比率の推移及び変動要因を把握し、これを取締役会等に報告しているか。</p> <p>経理部門を担当する取締役は勘定科目の振替等による意図的な自己資本規制比率向上策が行われていないことに責任を負っているか。</p>	<p>(注)「法令等」とあわせ、「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。</p>

項 目	自己資本規制比率のチェック項目	自己資本規制比率のチェック項目に係る説明	備 考
2. 管理業務 (証 取 法 第 52 条) (自 己 資 本 府 令)	(1) 自己資本の管理	<p>(1) 基本的項目</p> <p>(イ) 資本金、法定準備金及び剰余金（又は欠損金）について、日計表兼総勘定元帳及び主要勘定残高表と一致しているか。</p> <p>(ロ) 特定取引勘定設置証券会社にあつては、時価算定の客観性を確保するため、社内規程等に基づいて「時価算定マニュアル」を定め、これに基づき適正な時価評価を行っているか。また、制度改正、評価手法の開発等により算定方法の変更の必要が生じた場合には、社内規程等に基づいて速やかにマニュアルを改正しているか。</p> <p>補完的項目</p> <p>(イ) 証券取引責任準備金、一般貸倒引当金等は、適正に計算され、日計表兼総勘定元帳と一致しているか。</p> <p>(ロ) 短期劣後債務又は長期劣後債務の算入にあつては金融庁長官等に届け出を行つており、その契約書に自己資本規制比率が 120%を下回ることとなるときは短期劣後債務については元利金、長期劣後債務については利金の支払を行わない旨の特約等が明示されているか。</p> <p>(ハ) 特定取引勘定に計上した有価証券及び商品有価証券のみならず、その他有価証券にかかる評価損益について、正確に把握されているか。</p>	(注)「その他有価証券」とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。(財務諸表等規則第 8 条第 21 項、府令第 1 条第 1 項第 3 号)
	(2) 控除資産の管理	(2) 前払金、前払費用等に計上すべき額をその他の流動資産勘定へ計上していたり、リスクが移転しないような固定資産の流動化等により実際の額よりも過少に固定資産の控除額を計上するような意図的な自己資本規制比率向上策が行われないような管理が行われているか。	
	(3) リスク相当額の管理	<p>(3) 市場リスク相当額</p> <p>(イ) 市場リスク相当額の算出に当たっては、府令に規定する取引及び財産を対象としたうえで、府令の規定に基づいた正確な算出が行われているか。</p> <p>(ロ) 市場リスク相当額の算出に当たっては、証券会社が標準的方式あるいは内部管理モデル方式が適切に選択され、各方式に係る計算システムの設置や社内管理体制が整備されているか。また、各方式において正確な計算が行われているか。</p> <p>(ハ) 新商品の取扱いの開始時において、市場リスク相当額の検証が行われているか。</p> <p>(ニ) リスクカテゴリーごとに市場リスク相当額を算出している場合には、市場リスク全体を統合的に把握する部門が他の部門から独立して存在しているか。</p> <p>(ホ) 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合には、市場リスク全体を統合的に把握する部門によりリスクカテ</p>	

項 目	自己資本規制比率のチェック項目	自己資本規制比率のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>ゴリーごとに市場リスク相当額が把握される体制となっているか。</p> <p>取引先リスク相当額 取引先リスク相当額の算出に当たっては、府令に規定する取引及び資産等を対象としたうえで、府令の規定に基づいた正確な算出が行われているか。</p> <p>基礎的リスク相当額 基礎的リスク相当額の算出に当たっては、府令の規定に基づいた正確な算出が行われているか。</p>	
	(4) 自己資本規制比率の管理	<p>(4) 自己資本規制比率の計算</p> <p>(イ) 自己資本規制比率の管理部門において、日々適切に市場リスク相当額及び取引先リスク相当額の計算を行っているか。</p> <p>(ロ) 自己資本規制比率の管理部門において、固定化されていない自己資本の額の計算に必要な情報並びに市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の計算に必要な情報について、適切な把握が行われているか。</p> <p>自己資本規制比率の報告及びディスクロージ</p> <p>(イ) 行政への自己資本規制比率の報告については、府令の規定に基づいて定期的に、また、必要に応じて随時に行われているか。</p> <p>(ロ) 府令の規定に基づいた自己資本規制比率の開示が、定期的かつ適切に行われているか。</p>	